

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項 (事業者提案型募集)

1 目的

茨城県（以下「県」という。）が保有する公共施設等について、「ネーミングライツ・パートナー」（以下「パートナー」という。）を募集しています。

「ネーミングライツ」とは、公共施設等に係る通称の命名権です。パートナーは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した通称を付与することができます。

県は、公共施設名として通称を使用する代わりに、パートナーから、その対価を得るものとします。

この要項は、県が対象公共施設等を特定した上で実施する「茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項（施設提示型募集）」に基づく「施設提示型募集」とは別に、ネーミングライツ制度の対象公共施設等の拡大を図るため、ネーミングライツ制度の対象とする公共施設等について、民間事業者等（民間の法人、団体及びグループ等）から、柔軟な発想に基づく提案を募集するものです。

2 募集の概要

提案を受けた内容を基に、県は、提案に係る公共施設等に対するネーミングライツの制度の導入の可否や募集条件等について決定します。

県は、当該公共施設等についてネーミングライツ制度を導入することを決定した場合は、改めて、当該公共施設等について、「茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項（施設提示型募集）」の定めるところにより、公募を行います。

なお、提案者であっても、ネーミングライツ・パートナーになるためには、改めて申込みが必要です（パートナーの決定の際に、当該提案者が優先的に選定されるものではありません。）。

3 提案事項

(1) 対象施設

ネーミングライツ導入済みの公共施設及び施設提示型募集の対象施設を除く次の公共施設等を対象として、民間事業者等から、ネーミングライツの対象施設等の提案を募集します。

ア 行政庁舎等の一部（ホール、ロビー等）

イ 公共施設等（都市公園等）の一部（広場、駐車場、歩道等）

ウ 構築物等（ゲート、公衆トイレ、花壇、彫像、椅子等）

エ 道路の一部区間（例：観光施設等に接し、かつ、通称名の標識が設置可能な区間等）

オ 県有林

※ 行政庁舎、学校、警察施設、病院等において、当該施設等の設置目的又は利用実態に照らし、特定の企業名や商品名等が通称として付されることになじまないもの（公共施設等の所管課において、当該公共施設等の設置目的及び利用実態に照らして通称を付しても支障がないと認めた部分を除く。）については、対象外とします。

(2) ネーミングライツ料

年額（消費税及び地方消費税を含む。）で提案してください。最低金額は、10万円とします。

4 提案者の資格

経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある民間事業者等（民間の法人、団体及びグループ等）とします。ただし、次のいずれかに該当する者の応募は認めません。

- (1) 法令、例規等に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業等に該当する事業等を営む者
- (6) 消費者金融業を営む者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者

- (10) 現在の指定管理者と事業目的が競合する者
- (11) その他パートナーとして適当でないと県が認める者

5 提案方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツ対象施設等提案書（様式1）

イ 添付書類

添 付 書 類	
①	ネーミングライツ対象施設等提案に係る誓約書（様式2）
②	企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）

【留意事項】

- ・ 提出された書類は、関係機関等の意見を求めるため使用する場合があります。
- ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき開示することがあります。

(2) 提出部数

1部

※ 2施設以上について提案をする場合は、施設ごとに提案書を作成してください。

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は電子メール

(4) 募集期間

随時受け付けております。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(5) 提案書等の提出先

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課公有財産維持活用推進室

電話番号 029-301-2380

電子メール kanzai1@pref.ibaraki.lg.jp

6 改正付則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

ネーミングライツ対象施設等提案書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地：

名称：

代表者名：

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項（事業者提案型募集）に基づき、下記のとおり提案します。

記

対象施設等	
ネーミング ライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む）

連絡 担 当 者	所 属	
	職名・氏名	
	連絡先 電話番号等	電話番号： FAX： E-mail：

添付書類	
①	ネーミングライツ対象施設等提案に係る誓約書（様式2）
②	企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）

(様式2)

ネーミングライツ対象施設等提案に係る誓約書

私は、現在、下記の者に該当する者でないことについて、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 法令、例規等に違反した者
- 2 県から指名停止措置等を受けている者
- 3 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業等に該当する事業等を営む者
- 6 消費者金融業を営む者
- 7 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- 9 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- 10 現在の指定管理者と事業目的が競合する者

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名（ふりがな）又は名称
及び代表者名（ふりがな）
生年月日
性別